

議案第一号

鳥取県市町村消防災害補償組合の共同処理する事務の変更及び
同組合規約の変更について

地方自治法第二百八十六条第一項の規定により、昭和三十八年五月一日から、鳥取県市町村消防災害補償組合の共同処理する事務に、災害対策基本法第八十四条に基づく災害応急措置に従事した者に係る損害補償に関する事務を加え、同組合規約を次のとおり変更する。

昭和三十八年三月十一日提出

鳥取県東伯郡三朝町長 坂出雅己

昭和三十八年三月十六日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄



鳥取県市町村消防災害補償組合規約の一部を改正する規約

鳥取県市町村消防災害補償組合規約の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(共同処理する事務)

第三条 この組合は、消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第十五条の四、消防法(昭和二十三年法律第八十

六号)第三十六条の二、水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第六条の二、同法第三十四条及び災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第八十四条の規定による非常勤消防団員、消防作業に従事した者、非常勤の水防団長又は水防団員、水防に従事した者及び災害応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する組合市町村の事務を共同理

附 則

この規約は、昭和三十八年五月一日から施行する。

(参 照)

現行規約第三条 この組合は、消防組織法(略)第十五条の四の規定による非常勤消防団員に係る損害補償及び消防法(略)第三十六条の二の規定による消防作業に従事した者に係る損害補償並びに水防法(略)第六条の二の規定による非常勤の水防団長又は水防団員に係る損害補償及び同法第三十四条の規定による水防に従事した者に係る損害補償に関する市町村の事務を共同処理することを目的とする。